

令和5年12月15日

指定管理者の指定について（練馬区立土支田デイサービスセンター等）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立土支田デイサービスセンターほか5施設の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 管理を行わせる公の施設

練馬区立土支田デイサービスセンター

練馬区立豊玉デイサービスセンター

練馬区立高松デイサービスセンター

練馬区立東大泉デイサービスセンター

練馬区立練馬デイサービスセンター

練馬区立錦デイサービスセンター

3 指定管理者

東京都練馬区光が丘六丁目4番1号

社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団

理事長 福 島 敏 彦

4 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和4年度・5年度）」に基づき、区立デイサービスセンターの今後のあり方を検討中である。令和5年度中に運営方法を決定し、その後3年間かけて個々の施設の方針を具体化していく。

そのため、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間を指定の期間とする。

5 選定の経過

| | |
|-----------|---|
| 令和5年4月17日 | 第1回指定管理者選定小委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議) (モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価) |
| 5月17日 | 令和5年度第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告) (モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価) (現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定) |
| 6月30日 | 第2回指定管理者選定小委員会 (企画提案書作成要項の審議) |
| 7月6日 | 企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施) |
| 7月31日 | 申請書類受付 |
| 8月14日 | 経営診断委託 |
| 8月24日 | 第3回指定管理者選定小委員会 (施設実地調査の実施) (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (申請団体の評価、採点) |
| 11月1日 | 令和5年度第3回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定) |
| 12月15日 | 令和5年第四回練馬区議会定例会 (指定管理者指定議案議決) |

6 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、高齢者の自立支援

や重度化防止に対応したサービスの提供が期待できること、今後も地域に根差した施設運営が期待できること等の理由により、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団が練馬区立土支田デイサービスセンター等を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

収入に占める補助金・委託料収入の割合が低いため、自主運営能力が高い。借入金がなく、資金力にも優れており経営安全性は高い。長期的に安定した事業活動が可能である。

(2) 当該施設の運営実績

区立デイサービスセンターとして、在宅生活を支援するリハビリテーションに積極的に取り組み、各施設独自の介護予防プログラム等を実施し、高齢者の自立支援や重度化防止を推進している。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。また、個人情報保護の重要性について全職員に教育啓発プログラムを実施している。

各事業における情報漏えいの防止にも努めており、本部主導による内部監査以外にも、「個人情報保護体制チェック表」に基づき、事業所間で互いに監査を行っており、セキュリティの維持向上を図っている。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。また、理事会・評議員会の構成は適正であり、理事会・評議員会は定期的開催されている。

練馬福祉人材育成・研修センター主催の研修を活用し、人権教育やハラスメント防止、接遇の向上など職員育成を行っている。

法人の定めた「苦情解決マニュアル」に基づき、各施設に「苦情受付担当者」と「苦情解決責任者」を配置し、苦情・事故の発生時も一体的に対応している。また、苦情の内容については、法人内のサービス向上担当課へ報告し、解決に向

けた検討を行っているほか、必要に応じて区と連携し対応している。

【提案審査】

(3) 施設運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を踏まえ、高齢者の介護予防と自立支援に努め、多様な施設を運営してきたノウハウを生かす提案があり、評価できる。

サービス利用開始前に利用者や家族からサービスに対する要望を聴き取るほか、利用者アンケートや第三者評価の実施により、利用者の意見・要望を反映したサービスの向上に努める提案があり、評価できる。

感染症拡大防止のための取組として、法人全体の感染症対策の策定、感染者発生時の対応フローや事業継続計画を備え、法人全体で統一した対応を行う提案があり、評価できる。

(4) 運営経験を生かした取組

施設開設時より当該施設の管理運営業務を受託しており、利用者や家族のほか、隣接している高齢者集合住宅、都営住宅、地域住民等の関係者との信頼関係を継続して構築していく提案があり、評価できる。

介護予防教室などをデイサービスセンター主催で行い、地域住民に参加してもらうなど地域に積極的に貢献する提案があり、評価できる。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

業務終了時に共用部分や各部屋の戸締り、電気設備のチェックなどの施設内安全点検を実施するとともに、避難通路の物品の有無、電気器具配線、火気使用設備の異常の有無などの自主検査を継続して行う提案があり、評価できる。

設備や建物の不具合は、適切な業者に修繕を依頼し、状況に応じて、法人本部と協議の上対応し、対応後は区所管課へ報告する体制を構築している。今後も継続して取り組んでいく提案があり、評価できる。

(6) 効率的な管理運営

食事提供について、各施設で調理を行わず、セントラルキッチン方式を採用することで、厨房の委託費用を削減する取組を行う提案がある。

また、日常清掃についても、業者委託を行わず、職員が行うことで経費削減に努めるとともに、施設内外の環境整備を職員が責任を持って管理していくという提案がある。いずれの提案も評価できる。

また、併設している地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と各施設の専門職が連携し、総合的な在宅介護支援を行う提案があり、評価できる。

(7) 施設特性に応じた評価項目

デイサービスセンターを利用する時間全てがリハビリの機会であると考え、利用者の自立支援につなげるため、各施設の特徴や地域特性を生かした独自のプログラムや活動を実施するほか、機能訓練指導員や看護師からの意見を反映させたプログラムを実施する提案がある。

認知症ケアの専門研修、事例検討会や医療に関する勉強会の定期的な実施により職員の専門性を高めることで、認知症の対応が必要な利用者や医療的ケアの必要な利用者の受入れを積極的に行う提案がある。

これらの提案は、いずれも区が期待する区立デイサービスセンターの施設特性に合致した提案であり、評価できる。

(8) 地域への貢献

各施設において、平均8割の職員が区民であり、職員の採用に当たっては、今後も区民の雇用を推進する考えがある。また、業務の再委託や物品の購入に当たっては、シルバー人材センターや区内事業者の活用に努めており、継続して取り組む提案があり、評価できる。

近隣施設と連携したプログラムを実施し、利用者が継続的に活動できるような取組や小中学校の職業体験の受入れを積極的に行い、介護現場への理解を推進するなど地域交流に継続して取り組む提案があり、評価できる。

指定管理者（社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団）選定の審査結果
（練馬区立土支田デイサービスセンター等）

| | 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 得点 |
|----------|-------------------|---|------|------|
| 団体 審査 | 1 安定性・継続性 | (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性 | 5点 | 4点 |
| | 2 当該施設の運営実績 | (1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応 | 15点 | 12点 |
| 提案 審査 | 3 施設運営体制 | (1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 感染症拡大防止のための取組 | 50点 | 40点 |
| | 4 運営経験を生かした取組 | (1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組 | 40点 | 32点 |
| | 5 施設の維持管理・安全性への配慮 | (1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制 | 20点 | 16点 |
| | 6 効率的な管理運営 | (1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性 | 20点 | 16点 |
| | 7 施設特性に応じた評価項目 | (1) 自立支援・重度化防止の取組 (2) 中重度受入れのための取組 | 20点 | 16点 |
| | 8 地域への貢献 | (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進 | 30点 | 24点 |
| 合 計 | | | 200点 | 160点 |